

その他の給付

第三者行為

交通事故など、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきもので保険診療の対象になりませんが、届け出をすれば後期高齢者医療で治療を受けることができます。

葬祭費

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った人の申請により、一律5万円支給されます。

訪問看護療養費

自宅で療養している人が、主治医の指示に基づいて訪問看護師から療養上の世話を受けた場合、自己

負担分を除いた額を後期高齢者医療が負担します。

移送費

病気やけがで移動が困難な人が、一時的で緊急の必要があり、やむを得ず最寄りの病院に転院したときなどに要した費用は、申請して必要と認められた場合に支給されます。ただし、医師の意見書が必要です。また、通院の移送費は対象外です。

保険外併用療養費

保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分があっても全額が自己負担になります。ただし、厚生労働大臣の定める先進医療や特定の保険外サービスについては、通常の治療と共通する部分(診察、検査、投薬、入院)の費用に保険が適用されます。

医療費が高額になったとき

高額療養費

1カ月の医療費が高額になったときは、申請によって下表の自己負担限度額(差額ベッド代など保険診療対象外のものや入院時の食事代は含まれません)を超えた額を高額療養費として支給します。一度申請すると、以後の高額療養費は自動的に登録口座に振り込まれます。

入院の際、同一医療機関等の窓口で支払うのは自己負担限度額までになります。下の表の区分Ⅰ・Ⅱの人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」の提示が必要です。また、療養病床に入院したときは、食事と居住に掛かる費用のうち決められた額が自己負担になります。

外来診療でも、一つの医療機関等の窓口で支払

う額は、下の表の自己負担限度額(外来)までに抑えることができます。同一月に複数の医療機関等を受診した場合は、それぞれの医療機関等で、いったん自己負担限度額まで支払うことになりませんが、複数の医療機関等での合計負担額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた分を高額療養費として支給されます。

高額介護合算療養費

年間(毎年8月分～翌年7月分)の医療費の自己負担額と、介護サービスの自己負担額を合算した額が限度額を超えたときは、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

医療機関で支払う自己負担の限度額

所得区分	所得基準	自己負担割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食当たり)	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯合算)		
現役並み所得者	同一世帯に住民税の課税所得金額145万円以上の被保険者がいる場合	3割	4万4,400円	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1% 年4回目以降は4万4,400円※1	260円	
一般	現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人	1割	1万2,000円	4万4,400円	260円	
区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外)	1割	8,000円	2万4,600円	過去1年間で90日までの入院	210円
					過去1年間で90日を超える入院	160円※2
区分Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、それぞれの所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人	1割	8,000円	1万5,000円	100円	

※1 過去1年間に外来+入院の限度額を3回以上超えたときの、4回目以降の額

※2 申請により過去1年間で認定証が交付されている期間の入院日数が90日を超えたことを認められたときの額